

(1) 中学校における 学校選択制の導入 (特定地域選択制)

【実施時期】

平成 27 年 4 月から (入学時のみ)

【希望できる方】

東側エリアの小学校下に居住し、区内の中学校に入学する方

＜対象となる小学校＞ 中川小、東中川小、小路小、東小路小、巽小、北巽小、巽南小、巽東小

【希望できる範囲】

東側エリアにあるすべての中学校

＜対象となる中学校＞ 大池中、新生野中、東生野中、新巽中、巽中

【優先条件】

受入可能人数*²を超え抽選となった場合、希望者のうち ① 兄弟関係、② 進学先中学校 の順に優先的事項として配慮します。

* 手続きの流れは P16 [資料 1] をご確認ください。

ご注意ください！

- ❗ 新入学時のみ希望できます。(希望は第 2 希望まで可能)
- ❗ 住所地により指定される通学区域校*³を希望する場合は必ず就学可能です。
- ❗ 通学区域校とは別の学校への就学を希望し、その学校の受入可能人数を超えた場合は、希望者の中から公開抽選で就学者を決定します。抽選に漏れた場合は、住所地により指定される通学区域校に就学していただきます。
- ❗ 自転車通学はできません。

図1 中学校における学校選択制の概要



東側エリア		
小学校名	進学先中学校名	
	通学区域校	希望可能校名
中川	大池中	東生野中、新生野中、巽中、新巽中
東中川	東生野中	大池中、新生野中、巽中、新巽中
小路	東生野中	大池中、新生野中、巽中、新巽中
東小路	新生野中	大池中、東生野中、巽中、新巽中
巽東	新生野中	大池中、東生野中、巽中、新巽中
北巽	巽中	大池中、東生野中、新生野中、新巽中
巽	住所地により	大池中、東生野中、新生野中
	巽中か新巽中	住所地により巽中か新巽中
巽南	新巽中	大池中、東生野中、巽中、新生野中



中学校における学校選択制の導入（特定地域選択制）について よくある質問とその回答

Q 1. 小学校では学校選択制を導入しないのか？

当区では小学校の約7割が小規模校となっており、制度目的を果たしていく環境が整っていないことから、学校選択制の導入を行いません。

Q 2. 西側エリアにある小学校下に居住しているが、指定校変更基準の適用（全市統一の要件）で東側エリアの小学校に通学している。中学校に進学する際に学校選択制を活用できるのか？

学校選択制が適用されるのは東側エリアの小学校下に居住する方ですので、西側エリアの小学校下に居住している方は学校選択制は活用できません。ただし、全市統一の指定校変更基準を適用して就学している場合、進学時も引き続き制度を活用して通学区域校を変更できることがあります。詳しくは、制度の導入が決定して以降、区役所窓口サービス課（就学事務担当 6715-9963）までお問い合わせください。

Q 3. 学校選択制と指定校変更基準の違いがよくわからない。

それぞれの制度の目的により、適用対象や内容に違いがあります。

- ・ 学校選択制

生徒や保護者が教育活動など学校の特色によって就学する学校を希望できる

- ・ 指定校変更基準の適用

特段の理由があり、一定の条件を満たす場合に、通学区域以外の学校への就学を認める例外規定

＊ 手続きの流れはP16〔資料1〕をご確認ください。